

ヒューマンライフケア横浜 料金表

介護保健施設サービス(通所)保険外負担利用料金表

【通所リハビリテーション】

項目	1割負担(円)	備考	費用項目	金額(円)	内 訳	
1時間以上2時間未満	要介護1	354 / 日	食費	昼食	620円	食料寮費、調理費
	要介護2	387 / 日		夕食	700円	
	要介護3	418 / 日		おやつ代	220 / 日	お茶菓子 15時に提供(税込)
	要介護4	449 / 日		教養娯楽費	110 / 日	クラブ活動、レクリエーション活動における材料費(税込)
	要介護5	482 / 日		特別行事費	実費 / 回	各種行事参加費(誕生会、ヒューマン祭等)
2時間以上3時間未満	要介護1	369 / 日	オムツ代	実費 / 回	パンツ型200円、紙おむつ170円、フラット型100円、尿取パット50円	
	要介護2	429 / 日				
	要介護3	490 / 日				
	要介護4	549 / 日				
	要介護5	610 / 日				
3時間以上4時間未満	要介護1	478 / 日	要介護度により定められているサービス費の額が変わります			
	要介護2	560 / 日				
	要介護3	642 / 日				
	要介護4	745 / 日				
	要介護5	850 / 日				
4時間以上5時間未満	要介護1	545 / 日				
	要介護2	638 / 日				
	要介護3	729 / 日				
	要介護4	846 / 日				
	要介護5	965 / 日				
5時間以上6時間未満	要介護1	608 / 日				
	要介護2	727 / 日				
	要介護3	844 / 日				
	要介護4	984 / 日				
	要介護5	1,120 / 日				
6時間以上7時間未満	要介護1	710 / 日				
	要介護2	850 / 日				
	要介護3	987 / 日				
	要介護4	1,147 / 日				
	要介護5	1,307 / 日				
7時間以上8時間未満	要介護1	753 / 日				
	要介護2	897 / 日				
	要介護3	1,044 / 日				
	要介護4	1,215 / 日				
	要介護5	1,385 / 日				
サービス提供体制加算(Ⅰ)	20 / 日	介護福祉士が50%以上配置されている場合				
サービス提供体制加算4	24 / 日	理学療法士、作業療法士が利用者25名に対し1人以上以上配置している場合				
入浴加算	55 / 日	入浴された場合				
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	360 / 月	通所リハビリテーション計画を作成、ケアマネに日常生活上の留意点や介護の工夫等の情報伝達をした場合				
	925 / 月	リハビリテーション会議を開催、通所リハビリテーション計画を作成し説明を行った場合。開始日から6月以内				
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	577 / 月	リハビリテーション会議を開催、通所リハビリテーション計画を作成し説明を行った場合。開始日から6月超				
	1,219 / 月	リハビリテーション会議を開催、通所リハビリテーション計画を作成し説明を行った場合。開始日から6月以内				
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	871 / 月	リハビリテーション会議を開催、通所リハビリテーション計画を作成し説明を行った場合。開始日から6月超				
	120 / 日	退院又は認定日から3月以内				
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ)	262 / 日	1週間に2日個別リハビリテーションを実施した場合			
	(Ⅱ)	2,089 / 月	1月に4回以上リハビリテーションを実施、通所リハビリテーション計画を作成した場合			
生活行為向上リハビリテーション実施加算	2,176 / 月	生活行為の目標を計画書に設け、作業療法士又は研修を受けた理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されている場合。開始日から3月以内				
	1,088 / 月	生活行為の目標を計画書に設け、作業療法士又は研修を受けた理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されている場合。開始日から3月超5月以内				
若年性認知症利用者受入加算	66 / 日	若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合				
栄養改善加算	164 / 日	管理栄養士が計画書に基づく栄養管理を行った場合				
栄養スクリーニング加算	6 / 月	管理栄養士が以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合				
口腔機能向上加算	164 / 日	歯科医師、歯科衛生士の助言を受、計画書に基づいた管理を行った場合				
重度療養管理加算	109 / 日	要介護3、要介護4又は5で厚生労働大臣が定める状態にある利用者				
中重度者ケア体制加算	22 / 日	利用者数の総数のうち要介護3、要介護4又は5の占める割合が20%以上の場合				
送迎未実施減算(片道につき)	-52 / 日	事業者が送迎を行わない場合は減算する				